特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	こども医療費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、こども医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1. 特定個人情報ファイル	いを取り扱う事務					
①事務の名称	こども医療費に関する事務					
②事務の概要	上尾市こども医療費支給条例(昭和48年6月30日条例第23号)に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成している。特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。・受給資格認定請求の受理、審査又は請求及びその応答に関する事務・受給資格内容等変更届の受理又は審査及びその応答に関する事務・支給申請書(償還払)の受理又は審査・関係機関への閲覧、提供又は報告また、申請については、窓口や郵送で受け付けるとともに、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した電子申請によっても行う。					
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
受給者情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の1の項 別表第2 の16の項 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第5条第16項					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	·番号法第19条第9号					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	子ども未来部 子ども支援課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求					
請求先	子ども未来部 子ども支援課					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

子ども未来部 子ども支援課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年12月28日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル(の取扱い	の委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム?					
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である		く選択肢>				
] 	1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[T 71 CW 3]	1) 特に力を入れている 2) 十分である				
	[消去	T 71 CW 3]	1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
クへの対策は十分か	[消 去	十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				
クへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対策と個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	_]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている				
クへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対策を個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か	[-	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている				
クへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 8. 監査	[0]	十分である	-	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

変更簡所

変更箇		変更前の記載	本面体の和齢	48 (J) n± 49	相山吐物上发了影响
変更日	項目 IIしきい値判断項目 1.対		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	象人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2.取	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年6月12日	扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	長島 徹	内田 雅幸	事前	
平成30年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	②所属長 子ども支援課長 内田 雅幸	②所属長の役職名 課長	事前	
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	Ⅳリスク対策	該当項目無し	項目追加	事前	基礎項目評価書様式変更
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成31年3月26日時点	令和元年11月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成31年3月26日時点	令和元年11月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和2年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	令和元年11月26日時点	令和2年12月28日時点	事前	判定基準日の見直し
令和2年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	令和元年11月26日時点	令和2年12月28日時点	事前	判定基準日の見直し
令和3年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	令和2年12月28日時点	令和3年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	令和2年12月28日時点	令和3年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和4年6月8日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	上尾市こども医療費支給条例(昭和48年6月30日条例第23号)に基づき、中学校修了前までの子どもの医療費の一部を助成している。	上尾市こども医療費支給条例(昭和48年6月30日条例第23号)に基づき、入院に係る医療費は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、通院に係る医療費は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成している。	事前	
令和4年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月28日時点	令和4年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月28日時点	令和4年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	令和4年12月28日時点	令和5年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	で、通院に係る医療費は15歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある子どもの医 療費の一部を助成している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用して	後の最初の3月31日までの間にある子どもの 医療費の一部を助成している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用して いる。 ・受給資格認定請求の受理、審査又は請求及 びその応答に関する事務 ・受給資格内容等変更届の受理又は審査及	事後	
令和6年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事後	
令和6年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	表第2の13の項	-番号法第9条第2項 -上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例第4条 別表第1の1の項 別 表第2の16の項 -上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する規則第5条第16項	事後	
	<u> </u>				J